第八十一条第二項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改める。

第八十六条第四項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第九十条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第九項中「第六項」を「第四項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十一条第四項中「第一項」を「前項」に改め、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同条第十項中「第七項」を「第五項」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第九十六条第二項中「に係るもの」の下に「にあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとすることが適当でないものとして政令で定めるもの」を加える。

第百五十八条第三項を削る。

第百十九条の見出し中「、報告」を削り、同条第二項中「これを都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ」を削る。

第二百三十三条第六項中「決算をその認定に関する議会の議決及び第三項の規定による監査委員の意見と併せて、都道府県にあつては総務大臣、市町村にあつては都道府県知事に報告し、かつ、その要領」を「第三項の規定により議会の認定に付した決算の要領」に改める。

第二百五十二条の七第一項中「共同して」の下に「、第百三十八条第一項若しくは第二項に規定する事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「議会事務局」という。）を、「附属機関」の下に「、第百五十六条第一項に規定する行政機関、第百五十八条第一項に規定する内部組織、委員会若しくは委員の事務局若しくはその内部組織（次項及び第二百五十二条の十三において「委員会事務局」という。）」を加え、「長」を「議会、長」に改め、同条第二項中「執行機関、附属機関」を「議会事務局、執行機関、附属機関、行政機関、内部組織、委員会事務局」に改める。

第二百五十二条の十三の見出し中「職員等」を「議会事務局等」に改め、同条中「前五条」を「第二百五十二条の八から前条まで」に、「普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員」を「議会事務局、行政機関、内部組織、委員会事務局、普通地方公共団体の議会、長、委員会若しくは委員の事務を補助する職員」に、「これを」を「ついて」に改める。

第二百五十二条の十七の十一及び第二百八十一条第三項を削る。

第二百八十一条の二第一項中「同条第三項本文」を「同条第三項」に改める。

第二百八十一条の五中「第九十一条第五項及び第七項」を「第九十一条第三項及び第五項」に、「第九十一条第五項中」を「第九十一条第三項中」に、「同条第七項中「第七条第一項」を「同条第五項中「第七条第一項又は第三項」に改める。

第二百八十一条の六を削り、第二百八十一条の七を第二百八十一条の六とする。

第二百八十四条第一項中「、広域連合、全部事務組合及び役場事務組合」を「及び広域連合」に改め、同条第二項中「、第六項の場合を除くほか」を削り、同条第五項及び第六項を削る。

第二百九十一条の五第一項中「次条第七項」を「次条第八項」に改める。

第二百九十一条の六第一項中「第二編第五章（第八十五条」を「前編第五章（第七十五条第五項後段、第八十条第四項後段、第八十五条及び第八十六条第四項後段」に改め、「請求権を有する者」という。）」と」の下に「、同条第六項第一号（第七十五条第五項前段、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段、第八十六条第四項前段、第八十七条第四項前段において準用する場合を含む。）中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、第七十四条第六項第三号（第七十五条第五項前段、第七十六条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項前段において準用する場合を含む。）中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、第八十条第四項前段において準用する第七十四条第六項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区」とあるのは「広域連合の選挙人の投票により当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該選挙区の区域の全部又は一部が含まれる市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区（選挙区がないときは当該広域連合の区域内の市町村及び指定都市の区）を含み、広域連合を組織する地方公共団体の議会において当該広域連合の議会の議員を選挙する広域連合である場合には当該議員を選挙した議会が置かれている地方公共団体の区域内の市町村及び指定都市の区（当該広域連合の区域内にあるものに限る。）」と」を加え、同条第五項中「同条第六項から第八項まで」を「同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで」に、「同条第七項」を「同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「の他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第六項」に改める。

第二百九十一条の七中第二項から第四項までを削り、第五項を第二項とし、第六項から第九項までを三項ずつ繰り上げる。

第三編第三章第四節及び第五節を削る。

第二百九十三条第一項中「、第三項、第五項及び第六項」を「及び第三項」に改め、「（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）」を削り、「、第二百九十一条の十四第一項並びに第二百九十一条の十一第一項」を「並びに第二百九十一条の十一第三項及び第四項並びに第二百九十一条の十五第二項」を「並びに第二百九十一条の十一第三項及び第四項」に改め、同条第二百九十一条の三第三項及び第四項」に改める。

第三編第三章第六節を同章第四節とする。

第二百九十六条の五第二項及び第五項並びに第三編第五章を削る。

第三百二十条第一項中「、同条第五項及び第六項の規定により処理することとされている事務」、「（第二百九十一条の十五第四項において準用する場合を含む。）」、「第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務」及び「、第二百九十一条の十四第一項及び第三項並びに第二百九十一条の十五第二項」を削り、第四編中同条を第二百九十八条とし、第三百二十一条を第二百九十九条とする。

別表第一農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の項中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九十六条第二項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（適用区分）

第二条　この法律による改正後の地方自治法（以下「新法」という。）第七十四条第六項（新法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（これらの規定を新法第二百九十一条の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百九十一条の六第一項及び第五項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の地方自治法（以下この条において「旧法」という。）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項（これらの規定を旧法第二百九十一条の六第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百九十一条の六第二項の代表者である者については、適用しない。

（地方開発事業団等に係る経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に設けられている全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団については、なお従前の例による。